

## 第6章 協働で取り組む3大プロジェクト

### 6-1 後期における重点的な取り組み事項の考え方

計画において、三鷹市における環境保全の取り組みを効果的に進めるために、特に重点的に取り組む事項として前期に「身近なところから環境負荷低減に係わる認識をもち、実行する」ための6つの取り組み、後期に「将来を展望した、環境負荷の低減を図るシステムと技術の導入」を図るための5つの取り組みについて決めました。

改定計画においては、前期の取り組み結果について評価するとともに、当初定めた後期の取り組みについても、前期期間での着手・未着手などの現状について整理を行いました。そして、新たに求められる取り組みも視野に入れながら、新たに「3大プロジェクト」として設定を行います。

#### ■計画において設定された重点的に取り組むこと

##### ●前期の取り組み：目標期間：約5年間（平成14年度～平成18年度）

- ・環境学習機会の充実
- ・省資源・省エネルギー状況の把握
- ・包装材の抑制・グリーン購入の推進
- ・水辺環境の回復
- ・ふれあいの里、市民広場の整備
- ・環境監査の導入

##### ●後期の取り組み：目標期間：約4年間（平成19年度～平成22年度）

- ・歩行と自転車利用空間の充実
- ・新たなエネルギー利用の推進
- ・化学物質の安全管理と適正処理
- ・有機性廃棄物の資源化と活用
- ・環境負荷の少ない施設の整備

## 6-2 前期の取組みに対する評価

前期の取組みに対する評価について、以下の表に示します。

■前期の取組みに対する評価一覧

取組み内容 (前期)	予定していた具 体的事業	実際に実施した取組み実績	評価 (今後の課題)
環境学習機会 の充実	①環境学習プロ グラムの充実 ②リサイクル施 設や清掃工場、 雑木林所有者、 環境保全民間 施設など各種 施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における総合的な学習の時間において、地域住民を活用した環境学習を実施しました。</li> <li>市役所職員が学校や地域の勉強会に出向き、環境保全に関する講師となり、講演しました。</li> <li>環境センターへの見学の受け入れを実施しました。</li> <li>学校においてふじみ衛生組合等の見学を実施し、限りある資源について考える機会を設けました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における個別の環境学習や地域における勉強会の開催について推進してきました。今後は、環境学習プログラムとして地域の大人から子どもまでを対象とした体系的な展開を図る必要があります。</li> </ul>
省資源・省工 エネルギー状況 の把握	①日常生活にお ける把握 ②事業活動にお ける把握 ③市の事務事業 における把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>三鷹市地球温暖化対策実行計画の推進により、市の事務・事業によるエネルギーの消費量及び温室効果ガス排出量について毎年調査を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の事業者としての省資源・省エネルギー状況を把握しました。今後は、市民や事業者の活動による状況把握について検討する必要があります。</li> </ul>
包装材の抑 制・グリーン 購入の推進	①買い物袋 の普及 ②食品の量 り売り ③事務・生活用品 におけるグリー ン購入 ④事業・建設工事 におけるグリー ン購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジ袋削減のためのマイバッグキャンペーンを実施しました。</li> <li>学校の家庭科において、望ましい消費者のあり方についての学習を実施しました。</li> <li>三鷹市グリーン購入ガイドラインに基づき、庁内における備品などのグリーン購入に努めました。</li> <li>公共工事発注時において、受注者に対してグリーン購入の義務を特記仕様書で指示しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別事業として環境にやさしい消費活動を促進してきました。今後は、より多くの環境に配慮した消費活動の定着と拡大を図る必要があります。</li> </ul>
水辺環境の回 復	①雨水地下浸透 の促進 ②親水公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>三鷹駅南口駅前広場、歩道、緑の小ひろばに雨水浸透施設を設置しました。</li> <li>合流式下水道改善事業を推進しています。</li> <li>雨水管整備、雨水貯留浸透施設の設置を充実させています。</li> <li>限りある水道水の有効利用を図るため、庁内で節水型都市づくり委員会を設置し、節水の促進方を検討しています。</li> <li>森・水辺・広場をテーマとした「水源の森あけぼのふれあい公園」の整備を行いました。地下には雨水貯留浸透施設が設置され、周辺に降った雨水を集め一時貯留し、仙川に流すとともに、地下に浸透させる機能を持たせました。</li> <li>「丸池公園」の整備にあたって市民参加のワークショップにより仙川のほとりの丸池を復活させました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水浸透に関する整備について充実を図ることができました。今後もより多くの雨水が浸透できるような整備を続けていく必要があります。</li> <li>親水公園について住民参加による整備を行うことができました。今後は、これらの各拠点を周辺を含めた里全体の環境を保全・創造するとともに、これらの拠点を結び市全体としてネットワーク化を図っていく必要があります。</li> </ul>
ふれあいの 里、市民広場 の整備	①「大沢の里」「牟 礼の里」「丸池 の里」の自然環 境の保全を念 頭においた各 種整備 ②緑や景観に配 慮した「市民の 広場」の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大沢の里では、水田の保全や湿性花園におけるホタル水路の整備、自然環境保全の指定による国分寺産線の樹木の保全などを実施しました。</li> <li>丸池の里では、ワークショップ方式による丸池の復活整備や北側の拡張用地の整備などを行いました。</li> <li>三鷹駅南口駅前広場の整備を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な整備を推進したことにより、徐々に自然環境と触れ合える場所が充実してきました。今後は、都市整備や景観整備などにおいて、完成された施設等について、市民とともに評価を行い、更なるより良いまちづくりに活かしていく必要があります。</li> </ul>
環境監査の導 入	①内部監査の確 立 ②外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムの構築に伴い、システムに内部監査チームを設置しました。</li> <li>平成18年度内の環境マネジメントシステムのISO14001認証取得に向けた取組みを行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムを導入しました。今後は、認証取得後における、同システムの適切な運用を図っていく必要があります。</li> </ul>

## 6-3 当初予定していた後期の重点的な取組み事項の現状整理

当初予定していた後期の取組みに対して、前期間での着手・未着手などの現状について整理したものを、以下の表に示します。

■当初予定していた後期の重点的な取組みの現状整理一覧

取組み内容 (後期)	予定していた具体的事業	すでに前期で着手している実績	評価 (今後の課題)
歩行と自転車 利用空間の充 実	①コミュニティ道路の整備	・サイクル・アンド・バスライドの推進に関連し自転車駐輪場の整備を推進しています。 ・バリアフリー道路の整備を推進しています。	・バリアフリー道路の延長は前期間間においても段階的に拡充しつつあります。今後も文化的環境及び地球環境の保全・創造に寄与する観点からの道路整備を推進していく必要があります。
新たなエネル ギー利用の推 進	①新たなエネルギーの試験的導入 ②新たなエネルギー利用に関する情報の充実 ③環境会計及び環境家計簿の推進	・三鷹駅緑の小広場の保水性舗装システムにソーラーシステムを導入しました。 ・南大沢住宅集会所にソーラーシステムを導入しました。 ・環境センター、東部下水処理場、芸術文化センターにおける省エネルギー対策事業（ESCO事業）を実施しました。	・ESCO事業の導入など、新たなエネルギー利用や省エネルギーに配慮した施設整備については充実に努めることができました。今後は、新たに改修等が予定されている事業に対しても環境配慮の視点を盛り込むことが必要です。 ・環境会計や環境家計簿の普及については、充実に努める必要があります。
化学物質の安 全管理と適正 処理	①すでに対策が講じられている物質への取組みの促進 ②PRTR制度の運用	・公共施設における建築工事にあたって、シックハウスガイドラインに基づく対策を実施しています。 ・PRTR法、東京都環境確保条例に基づいた化学物質の適正管理制度を運用しています。	・過去も含めた事業活動や日常生活における不適切な化学物質の使用や廃棄などにより起こる問題が発生しています。これらの状況把握や適切な措置を施すことが必要です ・東京都などと連携してPRTR法や環境確保条例に基づく制度の運用により、市の役割としての有害化学物質の安全管理に取り組むことができました。
有機性廃棄物 の資源化と活 用	①資源循環モデル事業	・エコ野菜地域循環モデル事業を実施し、給食残渣からのコンポストと剪定枝より堆肥を生産し、堆肥を使用したエコ野菜を生産し、小学校・保育園で消費しました。	・エコ野菜地域循環モデル事業の推進により、有機性廃棄物の資源化と活用を図ることができました。今後は、本モデル事業を参考にした市民参加による資源循環の多様な活用を展開していく必要があります。
環境負荷の少 ない施設の整 備	①新規事業における工事手法と設備の導入 ②既存施設における補助設備の設置	・公共施設の工事にあたってEM電線の使用など、環境配慮型の材料をできる限り使用しました。 ・環境センター、東部下水処理場、芸術文化センターにおける省エネルギー対策事業（ESCO事業）を実施しました。 ・公共工事発注時において、受注者に対してグリーン購入の義務を特記仕様書で指示しています。	・ESCO事業の導入や環境配慮型の工法導入など、施設における環境負荷の低減に対する取組みを充実させることができました。今後もより環境に配慮したまちとなるよう、新たな手法の情報収集や提供、手法導入も含め、環境に配慮したまちをつかっていくことが必要です。

## 6-4 改定計画で設定する後期の重点的な取り組み事項

---

「6-2 前期の取り組みに対する評価」及び「6-3 当初予定していた後期の重点的な取り組み事項の現状整理」の内容を見ると、前期、後期の期間に関わらず、すでに実施されてきた取り組み、未だ着手できていない取り組み、より充実を図るべき取り組みなどが、混在していることがわかります。

また、地域はもちろん地球規模の環境問題は年々変化していくとともに、それらに対する有効な対策事例や法整備などの社会情勢も変化の一途をたどっています。

これらの状況を踏まえ、前期期間における取り組みを評価し、計画において予定されていた「前期、後期」すべての取り組みについて見直しを行い、後期期間における具体的な行動を推進する「3大プロジェクト」として再編することにより、より充実した計画の推進を図るものとします。

なお、再編にあたっては、計画で設定した内容を十分に勘案するとともに、前期において先行した取り組みのうち、ある程度の成果が見られたことにより改定計画で表現上削除された取り組み事項についても、今後の取り組みの継続・拡充を図っていくものとします。

さらに、3大プロジェクトについては、4年間の短期間におけるの着手・推進となることから、進捗状況について庁内において毎年チェックを行うとともに、ホームページ等を通じて、広く市民に公表していくものとします。

## ■ 後期に重点的に取り組む事項（3大プロジェクト）

### ●プロジェクト1

“多くの市民の「参加」と、各主体の「学ぶ」意欲の増大を視野に入れた”

## 環境保全意欲増進・拡大プロジェクト

### ●プロジェクト2

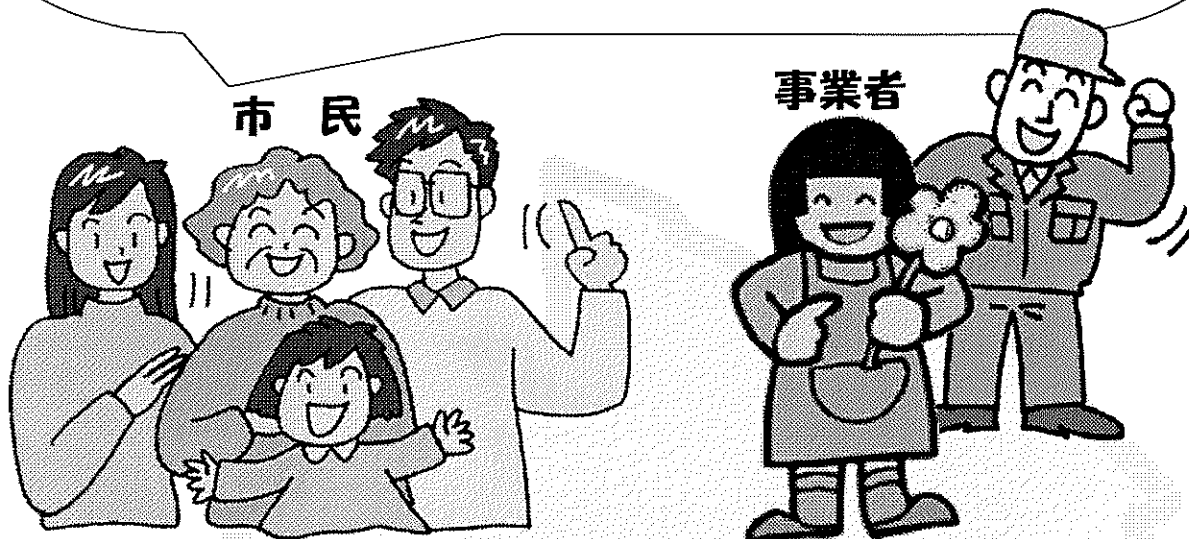
“地域全体での地球温暖化対策を視野に入れた”

## 温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト

### ●プロジェクト3

“文化的環境が確保されるとともに自然環境と共生したまちを実現する”

## 快適環境空間創造プロジェクト



# みんなで取り組む！



## プロジェクト 1

“多くの市民の「参加」と、各主体の「学ぶ」意欲の増大を視野に入れた”

### 環境保全意欲増進・拡大プロジェクト

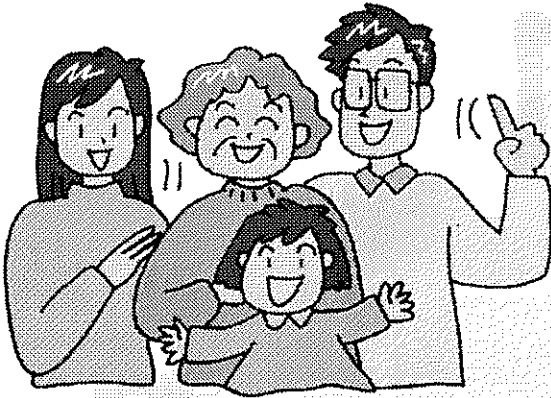
前期期間において、市民・事業者の環境に関連する自主的な取り組みや勉強会の実施、学校における環境学習の取り組み、あるいは市役所の事業者として環境保全に対する職員の意識向上や取り組みなど、各主体個別の環境保全に対する意識レベルの向上を図るための行動は充実しつつあると言えます。

しかしながら、これらの取り組みは個々に行われているため、環境に関心のある市民や事業者の行動や、行動を実践するリーダーが存在する地域や場所による限定された主体や場所、地域での取り組みに終始していたものとも考えられます。

一方、平成15年7月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、環境について考え実践する機会の拡大の有効性が示されているとともに、三鷹市民の環境に対する「学び」の欲求や環境保全活動を実践する市民の拡大のニーズも高まってきていると考えられます。

このことから、今までの個々の環境保全行動の取り組みや学習などについて、主体間の連携と実践者の拡大を図ることとし、後期4年間において以下の取り組みを三者協働で実施していきます。

## 市民の役割



日頃から環境問題に関心を持ち、家庭・地域・学校などの連携による環境配慮行動に取り組みます。

環境への配慮を心がけるとともに、友人・知人へ環境配慮行動の実践を誘い、広めます。

市や地域などにおける環境に関する懇談会などに参加し、積極的に情報提供や環境保全行動への提案を行います。

市民団体の環境配慮行動に協力するなど、地域のコミュニケーションを図ります。

コミュニティ・センターなどで実施される地域の環境イベントなどに積極的に参加・協力します。

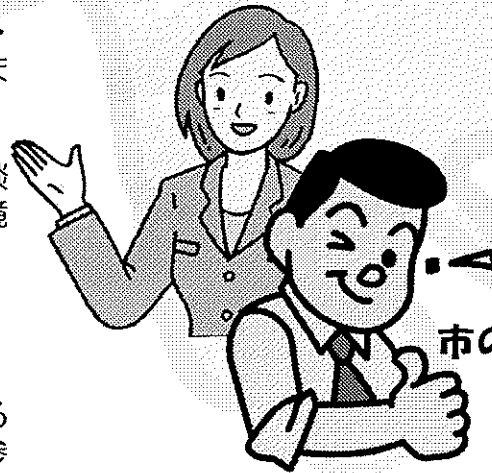
## 事業者の役割



企業向けの環境保全セミナーなどに積極的に参加します。

企業の環境報告書の公開やホームページなどを使った情報提供を積極的に実施します。

学校の依頼による、子どもの工場・事業所見学・体験の受け入れを行います。



## 市の役割

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく方針を定め、その方針に基づいた取り組みを展開します。【環境対策課、指導室】

三鷹ネットワーク大学を活用して、市民の自主的な環境学習活動を支援します。【企画経営室、環境対策課】

環境保全活動の地域リーダーの育成や人材情報の把握を行い、学習や環境保全行動の各種機会に有効に活動できるシステムを構築します。【社会教育会館、緑と公園課、ごみ対策課、環境対策課】

地域や市民・子どもなどを対象とした講座や施設見学、自然観察会などに、市職員や市民・学識者の講師派遣を行い交流を図ります。【社会教育会館、緑と公園課、ごみ対策課、環境対策課】

## プロジェクト 2

“地域全体での地球温暖化対策を視野に入れた”

### 温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト

地球温暖化対策実行計画の推進や、環境センターなどにおける省エネルギー対策事業（ESCO 事業）の導入など、施設等の省エネルギー化の充実を図ってきました。

一方、産業界における環境技術の進歩は目覚しく、私たちの生活の中にも、省エネルギーに資する多くの環境配慮製品が導入されてきています。

今後は、引き続き市全体の省エネルギー化を図っていくことはもちろん、省エネルギー施設や製品を有効的に活用したり、「もったいない」意識を、市民をはじめ各主体が念頭におき、身近なところからの省エネルギー行動を促進していく必要があります。

また、毎年調査を実施している、市の事務・事業から発生する温室効果ガスの大きな要因となっているものに、環境センターでの燃やせるごみに混入されている廃プラスチックの焼却が挙げられます。

平成 17 年 2 月からの市内全域でペットボトル、プラスチック類及び雑紙（その他紙製容器包装）の分別収集により、燃やせるごみの焼却量は減少していますが、今後は、市民の分別に対する理解とごみ出しルールさらなる徹底が重要となってきます。

これらの背景を踏まえ、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出の徹底削減を行うこととし、後期 4 年間に於いて以下の取組みを三者協働で実施していきます。



## 事業者の役割



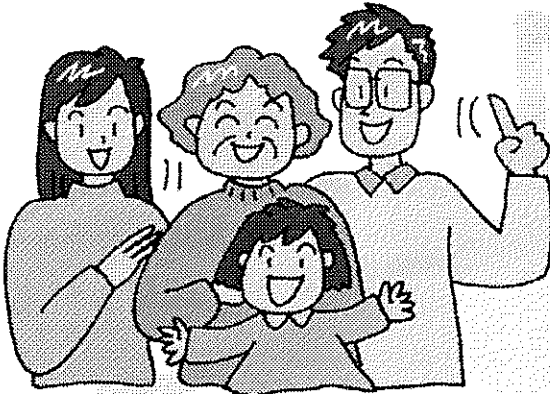
照明や冷暖房、OA 機器などの無駄なエネルギー使用を控えます。

商品の量り売りやバラ売り、簡易包装商品や繰り返し使用可能な商品など、ごみの発生が少ない製品・販売に努めます。

省エネルギー製品の開発・製造・販売に取組み、公共施設への活用方法を提案します。

事業者が組織として自動車利用の抑制に努めるとともに、アイドリングストップや適正な整備点検の実施などによるエコドライブを心がけます。

## 市民の役割



冷暖房は適正温度（冷房は28℃、暖房は20℃）に設定します。

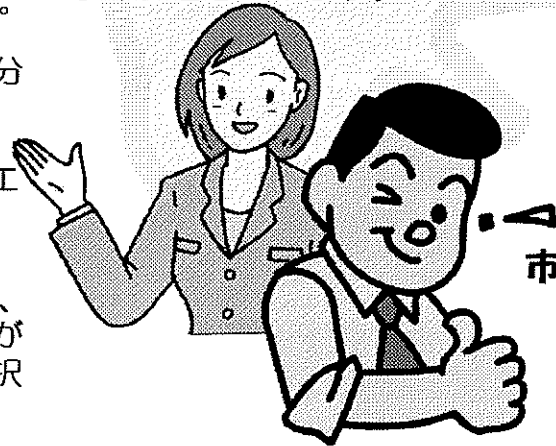
環境家計簿を活用して、電気・ガス・水道などの消費量を把握するとともに、その削減に努めます。

太陽光発電の導入など家庭や地域における再生可能エネルギーの利用を進めます。

ごみ出しのルールを守り、きめ細やかな分別を心がけます。

公共施設の利用にあたっては、施設の省エネルギー対策について協力します。

不必要な自動車の使用は控えるとともに、車を運転するときはエコドライブを心がけ、車を選ぶときはより低公害な車を選択します。



## 市の役割

三鷹市環境マネジメントシステムの適切な運用を実施します。  
【環境対策課】

三鷹市地球温暖化対策実行計画を推進します。【環境対策課】

ごみ出しルールの徹底を図り、CO<sub>2</sub> の大量排出要因となるプラスチック類の焼却量を削減します。【ごみ対策課】

公共施設の省エネルギー対策を実施します。【環境対策課、各施設管理者】

地球温暖化対策推進法第20条に基づき、地域全体から排出される温室効果ガス排出量を把握し、その削減方策について盛り込む地域推進計画を策定します。【環境対策課】

## プロジェクト 3

“文化的環境が確保されるとともに自然環境と共生したまちを実現する”

### 快適環境空間創造プロジェクト

前期期間における重点的な取組みとして「水辺環境の回復」や「ふれあいの里、市民広場の整備」「歩行と自転車利用空間の充実」が設定されており、これらについての取組みは、市民の協働による、「水源の森あけぼのふれあい公園」「丸池公園」の各整備などをはじめ、自然と共生する三鷹市の実現に一歩ずつ近づいてきました。

しかしながら、一方では、急激な人口増加に伴う集合住宅の増加などにより、残された樹林や農地の維持・保全が課題となっているとともに、無秩序な開発等を防ぎ、優れた景観を確保するための対策などが求められています。

今後は、水循環や緑の保全によって、市全体としてのネットワーク化を図り、より自然との共生が身近に感じられ、快適に生活ができる環境をつくっていく必要があります。

また、市内に点在する様々な歴史的文化財や文化施設の存在は、市民にとっての快適な住環境の維持に重要な役割を果たしており、これらの文化や歴史を保全・活用していくことが求められます。

これらの背景を踏まえ、文化的環境の確保と自然との共生により快適に生活ができる三鷹市を創造することとし、後期4年間において以下の取組みを三者協働で実施していきます。

## 事業者の役割



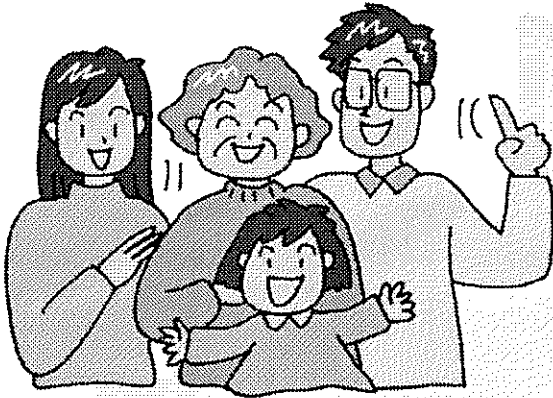
建築行為などを行う場合には、建物の外観や色彩などが周辺と調和したものとなるように配慮します。

事業所の緑化を主体的に行うとともに、緑の協定を締結し、継続的に確保します。

緑を地域の財産として守り、育てていく必要があることを認識し、緑の保全に積極的に協力していきます。

自己所有の文化財の保存・活用に積極的に取り組みます。

## 市民の役割



自分たちのまちのルールを自分たちで定める緑地協定や景観協定を構築し、地域住民による良好なまちづくりを行います。

庭やベランダ・屋上・壁面・生垣等の緑化に努め、家で緑を増やす工夫をします。

まとまった樹林地を持つ所有者は、萌芽更新や後継樹の育成を行い、樹木林の適正な更新を図っていきます。

公園や樹林地、街路樹などの公共緑地の維持管理、保全に協力します。

地域の文化財への認識と愛着を深め、積極的に保存・活用への取り組みを行います。



## 市の役割

景観計画（仮称）の策定、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建造物の視点などについて検討します。【都市計画課】

重点整備地区、重点整備路線及び全市域におけるバリアフリーのまちづくりを推進します。【道路交通課、都市計画課】

市内に残された自然と文化のネットワークを形成して「緑と水の回遊ルートの整備」を推進し、緑と水の公園都市の実現を目指します。【緑と公園課、生涯学習課】

緑と水の回遊ルート整備として、これまでのふれあいの里の整備に加え、里全体を緑豊かな地区として守り育てていく協働の里づくりや、緑の拠点をつなぐ拠点周遊ルートの整備やサイン整備などを推進します。【緑と公園課】

エコミュージアム事業の中核となる「コアミュージアム（地域博物館）」の整備を検討します。【生涯学習課】

■ 3大プロジェクトにおける各主体の役割（概要）

目 標		市民の役割	事業者の役割	市の役割【主な担当課】
プロジェクト1 環境保全意欲増進・拡大プロジェクト	学習に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・地域・学校などの連携による環境配慮行動の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業向けの環境保全セミナーなどへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境教育推進法」に基づく方針の設定と取組みの展開【環境対策課、指導室】</li> </ul>
	情報の提供や共有化に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>友人・知人へ環境配慮行動の実践の拡大</li> <li>環境に関する懇談会などでの情報提供や環境保全行動への提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の環境報告書の公開やホームページなどを使った情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三鷹ネットワーク大学を活用した環境保全活動の推進【企画経営室、環境対策課】</li> <li>人材育成や情報把握による学習や環境保全行動の各種機会への有効活用システムの構築【社会教育会館、緑と公園課、ごみ対策課、環境対策課】</li> </ul>
	協働による取組みに関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮行動に関する地域のコミュニケーションの充実</li> <li>地域の環境イベントなどへの参加・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の依頼による、子どもの工場・事業所見学・体験の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民対象の講座や施設見学、自然観察会などへの市職員や市民・学識者の講師派遣【社会教育会館、緑と公園課、ごみ対策課、環境対策課】</li> </ul>
プロジェクト2 温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト	各主体の日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの削減に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷暖房の適正温度設定</li> <li>環境家計簿の活用による、エネルギー消費量の把握と削減</li> <li>家庭や地域における再生可能エネルギーの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明や冷暖房、OA機器などの無駄なエネルギー使用抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三鷹市環境マネジメントシステムの運用【環境対策課】</li> <li>三鷹市地球温暖化対策実行計画の推進【環境対策課】</li> </ul>
	廃棄物の適正処理、リサイクルなどに関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ出しのルールへの厳守と、きめ細やかな分別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの発生が少ない製品・販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ出しルールの徹底と、プラスチック類の焼却量の削減【ごみ対策課】</li> </ul>
	公共施設における取組みに関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の省エネルギー対策への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー製品の開発・製造・販売への取組みと公共施設への活用方法の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の省エネルギー対策の実施【環境対策課、各施設管理者】</li> </ul>
	地域や市全体としての温室効果ガスの削減に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>不必要な自動車の使用抑制、エコドライブを心がけるとともに、低公害な車を選択。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織としての自動車利用の抑制、アイドリングストップやエコドライブの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体から排出される温室効果ガス排出量の把握と、地域推進計画の策定【環境対策課】</li> </ul>
プロジェクト3 快適環境空間創造プロジェクト	良好な都市景観の形成に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地協定や景観協定の構築など、地域住民による良好なまちづくりの実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築行為における外観や色彩などの周辺との調和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画（仮称）の策定、景観計画区域や景観地区の指定などの検討【都市計画課】</li> <li>全市域におけるバリアフリーのまちづくりの推進【道路交通課、都市計画課】</li> </ul>
	緑の保全と緑化の推進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>家で緑を増やす工夫と実践</li> <li>樹林地所有者による、樹木林の適正な更新</li> <li>公共緑地の維持管理、保全への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所緑化、緑の協定の締結による、緑の継続的な確保</li> <li>地域の財産としての緑の保全への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「緑と水の回遊ルート」の推進【緑と公園課、生涯学習課】</li> <li>協働の里づくり、緑の拠点をつなぐ拠点周遊ルートの整備、サイン整備などの推進【緑と公園課】</li> </ul>
	文化財の保全と活用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財への積極的な保存・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己所有の文化財の保存・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史・文化遺産と緑や水などの自然遺産の保存・保全と、エコミュージアムネットワークの整備・構築【生涯学習課】</li> </ul>